

# ジブラルタ生命の 介護前払特約

以下5商品の場合、  
「介護前払特約(介護保険金支払後給付型)」となります。

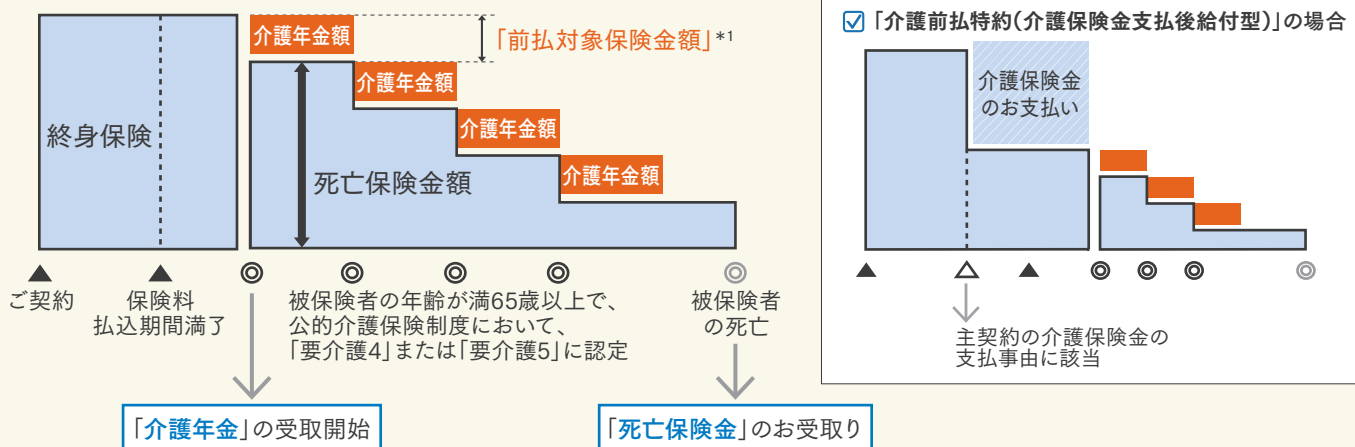
- 介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 新教弘介護保障付終身保険
- 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)

特約保険料は  
必要  
ありません

死亡保険金を介護年金としてお受取りいただける特約です。

## 介護前払特約のしくみ

■ 終身保険に特約を付加した場合のお受取例



\*1 指定された介護年金額を基準として請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算された保険金額です。(指定された介護年金額は前払対象保険金額よりも少なくなります。)したがって、介護年金額を指定される際には、その介護年金額に対応する前払対象保険金額を事前にご確認ください。

1

所定の要介護状態\*2になられたときに、死亡保険金額の一部を介護年金として前払いします。

\*2 公的介護保険制度における「要介護4」または「要介護5」

※介護年金のお受取りには、所定の条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

※ 「介護前払特約(介護保険金支払後給付型)」の場合、主契約の介護保険金のお受取後であることが条件に加わります。

2

介護年金額はジブラルタ生命所定の金額に達するまでご請求いただけます。

・毎年異なる年金額の指定もできます。

・年金を月払・3か月払・半年払の分割受取にすることも可能です。

※毎年、ジブラルタ生命所定の書類を提出していただきます。

3

死亡・高度障害保障も継続します。

介護年金をお受取りの場合、ご契約の保険金額から前払対象保険金額と同額が減額されます。

その減額後の保険金額が死亡・高度障害保障として継続します。

4

被保険者が受取人となる場合、介護年金は所得税法上非課税扱いとなります。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは…

介護年金のお受取りについて

●つぎのいずれにも該当し、介護年金の受取人からのご請求があった場合。

- ①主契約の保険料払込期間が満了していること。
- ②被保険者の年齢が満65歳以上であること。
- ③被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4」または「要介護5」に認定されていること。  
※被保険者の要介護状態の認定は、1年ごとに行う必要があります。

☑「介護前払特約(介護保険金支払後給付型)」の場合、上記に以下の条件も加わります。

- ④主契約の介護保険金受取後であること。  
※主契約の介護保険金・軽度介護保険金は、介護年金とは支払事由が異なります。

●要介護4または要介護5の状態について

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態*1またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態*1またはこれに相当すると認められる状態

\*1 当該状態に相当すると認められないものを除く。

介護年金のご請求金額について

●主契約の死亡保険金額の範囲内で、10万円\*2より介護年金額をご指定いただけます。なお、ご請求は、前払対象保険金額が一被保険者につき3,000万円\*3となる介護年金額まで、かつ主契約については、その残余保険金額がジブラルタ生命所定の金額となる介護年金額までとなります。

\*2: 米国ドル建保険の場合、1,000米国ドル。

\*3: 米国ドル建保険の場合、30万米国ドルかつ3,000万円(所定の書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日における、ジブラルタ生命所定のTTMレート[対顧客電信仲値]で換算した円支払額の限度)。

※この特約が積立利率変動型の主契約に付加されている場合には、主契約の死亡保険金額は増加死亡保険金額を含んだ金額となります。

介護年金お支払時の保険金額の減額について

●この特約により介護年金をお受取りいただいた場合には、ご請求された介護年金額を基準として請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算された保険金額(前払対象保険金額)が主契約の保険金額から減額されたものとしてお取扱いします。  
なお、この減額部分に対する解約返戻金があってもお受取りいただけません。

●ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、多くの場合異なります。

介護年金の受取人について

●介護年金の受取人は被保険者です。

その他

- ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。
- ご請求される「介護年金額」が「前払対象保険金額と同額を解約または減額した場合の解約返戻金額」を下回る場合があります。介護年金をご請求される際には、事前に担当者にご相談のうえご利用の判断をしてください。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。  
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

※お申込み経路によってはお取扱いしていない商品があります。

■当パンフレットに記載している税務取扱については、2023年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

<引受保険会社>

<お問合せ先(担当者)>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて  
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>